

「練馬区観光案内所の在り方検討会議」の設置について

1 設置目的

デジタル技術の進展やスマートフォンの普及により、情報や商品が容易に入手できる時代となっており、デジタルでは得られない情報や体験など、観光案内所に求められるサービスや機能に変化が生じていることから、提供する機能やサービスを見直す時期が到来している。

加えて、区の新たな魅力となるスタジオツアー東京が令和5年6月にオープンし、都外やアジア圏を中心とした国外から初めて区を訪れる方が増加するなど、来訪者の状況に変化が生じている。

こうした状況を踏まえ、区外からの来訪者や区民に対して、区の魅力や様々な情報を効果的に発信するため、情報発信の拠点となる観光案内所の在り方について検討を行う必要がある。

2 役割

検討会議は、つぎに掲げる事項について検討し、会議のまとめを行い、区長に報告する。委員は、公平・公正の視点で発言するとともに、多角的な議論を行う。

- (1) 観光案内所の在るべき姿（※1）に関する事項
- (2) その他区長が必要と認める事項

※1：観光案内所が目指すべき方向性および方向性を踏まえた観光案内所の機能、数、レイアウトなど

3 組織

検討会議の委員は、つぎに掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 座長から推薦された者
- (3) 国・東京都・練馬区における観光案内所担当部局の者
- (4) 行政もしくは企業における実務経験を有する者
- (5) 産業経済部長の職にある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

4 代理出席

委員が事故等のため検討会議に出席できないときは、あらかじめ当該委員が指定する者を検討会議に代理出席させることができる。

5 任期

委員の任期は、委員の委嘱をした日から会議のまとめを区長に報告する日までとする。

6 検討会議の公開

会議は、つぎに掲げる場合を除き、原則公開とする。

- (1) 練馬区情報公開条例（平成 13 年 10 月練馬区条例第 61 号）第 7 条各号に規定する非公開情報に該当すると認められる事項を取り扱う場合
- (2) 会議を公開することにより、各委員の自由な発言と意見交換に支障を来すなど、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じることが明らかであると委員会が認めた場合

7 座長

検討会議に座長を置くこととする。

- (1) 座長は、委員が互選する。
- (2) 座長に事故があるときは、座長の指名する委員がその職務を代理する。
- (3) 座長は、検討会議を主宰し、検討会議を代表する。
- (4) 座長は、必要と認めたときは、会議を座長および委員が映像および音声の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により行うことができる。その際の座長および委員は、会議に出席したものとみなす。

8 事務局

事務局は、練馬区産業経済部商工観光課に置く。また、検討内容に応じて、関係課長が出席する。